

○ 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成11年大蔵省令第三十八号）

改正後	改正前
<p>第二号様式 【表紙】 【提出書類】 公開買付届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(15) (略) (16) 経理の状況 a (略) b これらの財務諸表は、<u>最近事業年度</u>のものを掲げること。最近事業年度に係る有価証券報告書の提出日以降届出書提出日までの間に四半期報告書を提出している場合には、<u>最近事業年度</u>の財務諸表とともに届出書提出日の直前に提出した四半期報告書に記載した四半期連結貸借対照表（a（b）の場合にあつては、四半期貸借対照表）及び四半期連結損益計算書（当該四半期の属する事業年度の期首から当該四半期の末日までの期間に係るもの）（a（b）の場合にあつては、四半期損益計算書（当該四半期の属する事業年度の期首から当該四半期の末日までの期間に係るもの））を掲げること。また、公開買付者が四半期報告書を提出していない場合であつて、最近事業年度に係る有価証券報告書の提出日以降届出書提出日までの間に半期報告書を提出しているときは、<u>最近事業年度</u>の財務諸表とともに当該半期報告書に記載した中間連結貸借対照表（a（b）にあつては、中間貸借対照表）及び中間連結損益計算書（a（b）にあつては、中間損益計算書）を掲げること。</p> <p>c (略) (17)～(34) (略)</p>	<p>第二号様式 【表紙】 【提出書類】 公開買付届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(15) (略) (16) 経理の状況 a (略) b これらの財務諸表は、<u>最近2事業年度</u>のものを掲げることとし、旧事業年度分を左側に、新事業年度分を右側に配列して記載すること。最近事業年度に係る有価証券報告書の提出日以降届出書提出日までの間に四半期報告書を提出している場合には、<u>最近2事業年度</u>の財務諸表とともに届出書提出日の直前に提出した四半期報告書に記載した四半期連結貸借対照表（a（b）の場合にあつては、四半期貸借対照表）及び四半期連結損益計算書（当該四半期の属する事業年度の期首から当該四半期の末日までの期間に係るもの）（a（b）の場合にあつては、四半期損益計算書（当該四半期の属する事業年度の期首から当該四半期の末日までの期間に係るもの））を掲げること。また、公開買付者が四半期報告書を提出していない場合であつて、最近事業年度に係る有価証券報告書の提出日以降届出書提出日までの間に半期報告書を提出しているときは、<u>最近2事業年度</u>の財務諸表とともに当該半期報告書に記載した中間連結貸借対照表（a（b）にあつては、中間貸借対照表）及び中間連結損益計算書（a（b）にあつては、中間損益計算書）を掲げること。</p> <p>c (略) (17)～(34) (略)</p>